

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円

6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

情報公開法案の諸問題

山崎 正平……………2

「新ガイドライン」と「北朝鮮脅威」論(上)
日本をアメリカの前線基地化していいのか

若林ひろし……………4

アメリカの一九九八年東アジア戦略報告

ドイツ「春闘」四％超で合意
ース トライキ回避へ

……………3

自・自・公の定着で悪法は悠悠

上野 建一……………8

一口コッな自・公妥結

エッ? 遅刻二回で解雇!……………10

—こんな懲戒解雇が通るなら、誰一人安心して働きません—

調べれば調べるほど不安は増大 滝野嘉津子……………11

—介護保険で福祉はどうなるの—

◇資料 介護保険に関する市町村への要求事項……………14

ゆき届いた介護体制とノーマライゼーションの確立をめざして

読者からのおたより……………16

旬刊 社会通信

NO. 730

一九九九年三月二一日号

一九九九年三月二一日発行
(毎月一日・二二日・三三回発行)

情報公開法案の諸問題

三たび継続審議となっていた情報公開法案（正式名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」）は、二月十二日、衆議院内閣委員会において「付帯決議」とともに政府案を一部修正のうえ可決され、十六日には衆議院を通過した。自らの両与党だけでなく全野党も共同提案に加わった修正提案であり、今国会成立は確実な状況とされている。行政情報の全面的公開は、官僚主義、秘密主義の分厚い壁を打ち破る大きな武器としてある。だがいまや、情報公開の先進国がアメリカであるように、情報公開は主要な資本主義国では新自由（保守）主義に照応した民主主義手法ともなっている。地方分権が、今日、保守勢力のスローガンの一つとなっているのと同様である。

日本の保守勢力は情報公開を日本版新保守主義である「行政改革」の一環に位置づけて取り込みを進めた。政府の情報公開法案は行政改革委員会が九六年十二月に内閣総理大臣に具申した「情報公開法制の確立に関する意見」に基づくものであり、閣議決定された「行政改革プログラム」の一環として国会に提出された。「行政改革プログラム」のスローガンは、グローバルスタンダードに適合しうる「行政のスリム化、ルール化、オープン化」であった。

したがって情報公開法案をめぐる対立は、分厚い官僚主義・秘密主義を打破していく「国民の知る権利」を具体化していくのか、政府案のごとく形式的・制限的な内容を含むこむ行政の側からの情報開示にとどまるのか、としてあったのである。

「国民の知る権利」は記されず 政府の情報公開法案をめぐり、その本質的問題点とされたものが二つあった。その第一が、法案の「目的」をめぐる点である。政府案では、国民の「行政文書開示請求権」による「政府の説明責任（アカウンタビリティ）のまっとう」とされた。これに対し市民運動側で求めていたものは、「知る権利の保障」の明記と「監視と参加」の具体化である。しかし政府側は、「知る権利」は憲法解釈上で内容が確定しておらず法律に明記することは困難などとして、これを拒否した。国民の「監視と参加」についての制度的保障はまったく設けられなかった。

衆議院付帯決議は、「知る権利の法律への明記等、審議の過程で論議された事項については引き続き検討を行う。」とした。これは、論議先送りの棚上げ方式でしかない。

これがもたらすものとして、自治体への悪影響がある。自治体での情報公開条令は、全都道府県で制定されているもの全自治体ではまだ二〇%にも達していないが、内容としては「知る権利」を明記したものが多くという特徴を持っている。「知る権利」を認めない情報公開法の成立は、あらたな自治体条令制定において、「知る権利」を掲げない形式的・制限的な条令制定としてただちに自治体に波及しかねない。また、「知る権利」を明記した自治体でも、運用面での後退を招いていく。

軍事・外交分野の秘密保護 第二が、「不開示情報」の点、とりわけ軍事・外交に関わる情報の取り扱いである。政府案は、「個人に関する情報」など六つの類型で不開示情報を列挙する。このうちの「国の安全等に関する情報」が軍事・外交情報で、公にすると「国の安全が害される、他国若しくは国際機関との信頼が損なわれる又は他国若しくは国際機

関との交渉上不利を被る」という「おそれがあると行政機関の長が認めるに足りる相当の理由がある情報」である。行政機関の長が国の安全等を損なう「おそれ」があるというのではなく、その「おそれ」があると「行政機関の長が認めるに足りる相当の理由」があれば、その情報は不開示となる。

情報公開法案は、軍事・外交に関する秘密保護法となっている。さらに九六年の行政改革委員会具申は、不開示に対する不服の訴えがなされても、「行政機関の長の第一次的ない判断を尊重し、その判断が合理性を持つとして許容される限度内であるかどうかを審理・判断することとするのが適当。」と述べている。裁判所は不開示情報自体を審理・判断するのではなく、「おそれがある」との行政機関の判断の「合理性」を審理・判断するに過ぎない。「行政機関の長の第一次的な判断」を覆す司法判断を期待することはできない。

政府案に対して、共産党からは軍事情報は不開示としないこと、民主党からは「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」との文言を削ること、日弁連からはどのような軍事・外交情報でも一〇年経過すれば一律公開、などの要求が出されていた。

だが政府案の修正はなく、付帯決議において「各行政機関において判断するときの審査基準を策定・公表し、不開示決定するときの理由の明記などの措置を適切に講じる。」とするにとどまった。軍事・外交に関する秘密保護法としての情報公開法案の基本性格はそのまま残されたのである。

参議院での修正が不可欠 法案には加えて、「行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該文書の存否を明らかにしないで不開示請求を拒否できる」という「存否応答拒否制度」など、重要な問題が残っている。

政府案の修正は、不服提訴先を当該機関所在地の地裁だけでなく八カ所の高裁所在地の地裁にまで広げること、法自体を施行後四年をめどに見直す必要がないか検討すること、などの四点にわたったが、本質的問題点が解消されたとはとても言えない。

にもかかわらず、付帯決議付きとはいえ、共産党や社民党までが共同提案者となったことに奇異の感を抱かざるをえない。

情報公開法案は本質的問題をかかえたままであり、少なくとも、国民の「知る権利」の明記、軍事・外交情報の原則全面公開が不可欠である。これらの修正のないまま情報公開法案を容認することは、今日の新保守主義との対決の放棄を意味する。(山崎 正平)

ドイツ「春闘」四％超で合意

――全面ストライキは回避へ――

本誌前号(七二九号)で「ドイツでストライキ拡大か」と報告した。ドイツ最強の労働組合IGメタル(金属労組・組合員二七〇万人)は、九九年賃上げで六・五％を要求。経営側は二・三％を回答し、これを不満とするIGメタルは警告ストを拡大。全面スト必至と思われていたが、二月八日の協議で経営側が、①三月から賃金を三・二％引き上げる、②年収の一成を一時金として支給する、③一月と二月の賃金を三五〇マルクを追加支給するとの政府調整案を受け入れたため、ドイツの労資交渉は一転して妥結。ストライキは回避となった。

この交渉はタイムラークライスを地盤とするバーデン・ビュルテンベルグ州でおこなわれたもの。ドイツでは地域で賃上げが行われ、地域の産業労働者に適用される。これから七つの地域で交渉がおこなわれるが、この州の妥結結果が大きな影響力をもつ。

日本をアメリカの前線基地化していいのか

アメリカの一九九八年東アジア戦略報告

一九九五年に当時の国防次官補ナイが起草してナイ・レポートと呼ばれている「東アジア戦略報告」を、その後の情勢の推移に応じて補強する同報告の改訂版が、国防総省から発表されたのは昨年一月二三日のことだった。その要旨は新聞で報道されたが、要点を確認しておきたい。以下の通りである。

冒頭の総論でまず、ナイ・レポートが域内に維持するとした兵力一〇万はそのまま引き続き維持するが、軍事力の優位と優越性を維持するためにさらに新技術の導入を進めるとしている。その理由としてこの地域の安全保障に「新たな挑戦」が抬頭してきたためと記し、インド、パキスタンの核実験及びアジアの経済危機と並べて、朝鮮民主主義人民共和国の「ミサイル発射」をその具体例として挙げている。

次に報告は、この地域における米軍の存在と展開は、通常的外交活動、国際貿易、人的交流を含めたアメリカのアジア・太平洋地域への包括的関与の一つの要素として、地域の平和と安定に重要な役割を果たしているとその意義を強調し、在日及び在韓米軍基地は米軍の抑止力と即時対応戦略の重要な要素だという認識を示し、沖縄問題を含む基地問題に関して、アメリカは「良き隣人」となる方向に前進していると楽観的な見解を示している。

続けて報告は、日米関係強化が地域的關係推進のために持つ意義を強調して、九七年の日米防衛指針改訂は日米関係に新時代を開いたと高く評価し、新ガイドラインに盛り込まれた「日本周辺有事」は特定地域を指すものでなく、「状況によるもの」だと、日本政府に口裏を合わせている。また韓国との協力関係については、米朝合意が北朝鮮によって守られないときは「他の手段によって安全保障上の利益を追求する」と、軍事的脅迫或いは武力行使の意図を隠していない。また、昨年八月三十一日共和国の「人工衛星打ち上げ」に用いられた「ミサイル」に焦点を合わせて、「この脅威に対抗するため、米韓合同司令部は機甲部隊と攻撃機などの大幅な機能強化を含めた装備の近代化を続ける」と、強弁している。これは一九九三年六月に発表された朝米共同声明に明らかに違反した言動である。

次に、中国、台湾との関係、ロシアとの協力に言及し、地域への包括的関与に強い決意を表明する中で、大量破壊兵器の拡散を防ぐための核拡散防止条約(NPT)や核実験全面禁止条約(CTBT)の支持を強調し、ここで再び「テポドン一号」を槍玉に「明らかに人工衛星を搭載し、軌道に乗せられなかったもののミサイル開発の新技術を示した」ものだったとの認識を明記し、それらのミサイル関連装備と新技術の南アジアや中東への輸出に懸念を表明している。

さらにアメリカは、「北朝鮮の大量破壊兵器使用の脅威に直面する日本、韓国との協議を主導してきた」が、今後戦域ミサイル防衛(TMD)の開発のために「日本との合意達成に努力を続ける」と、日本のタカ派に呼応するエールを送っている。

そして最後に「新ガイドラインの全面的かつ有効な実行」は「日米の地域的規模でのパートナーシップ構築」の重要なカギであると、日本の政府と国会に向けて「新ガイドライン」関連法案成立を督促し、韓国に向けては「金大中大統領が朝鮮統一後も米韓の同盟関

係と米軍駐留の価値を認めたことを歓迎する」と米韓軍事同盟の維持の意欲を再確認し、中国に対しては「信頼醸成から二国間協力の拡大に」向けた関係の発展に期待を表明し、その協力には「朝鮮半島問題の平和的解決も含まれる」と、報告を結んでいる。

表面だけを見れば、アメリカは「朝鮮半島問題の平和的解決」を一つの目標に置いていくかのように読める部分もあるが、全体をよく読めば、アメリカには一九九三年六月の朝米協同声明で認めた朝鮮民主主義人民共和国との自主権の相互尊重の意志がなく、力による抑止の意図がむき出しで、その言うところの「朝鮮半島問題の平和的解決」がドイツで起きたような社会主義体制の崩壊乃至転覆を見込んだ統一プロセスを指していることが見え見えである。

なお、アメリカの「一九九八年東アジア戦略報告」の中には、後で触れる日本の「新ガイドライン」関連法案の成立やTMD装備のための調査費の予算の計上の期待を示唆する文言が随所に挟まれている。留意を要する点であろう。

反発した朝鮮人民軍総参謀部の声明

この「一九九八年東アジア戦略報告」が発表されてから九日後の二月二日、平壤から「朝鮮人民軍総参謀部スポークスマンの声明」が朝鮮中央通信を通じて世界中に配信された。例によって日本のマスコミは新聞もテレビもこれを全く報道しなかったが、以下の通りその内容は極めて厳しいものである。

声明は「最近、朝鮮民主主義人民共和国を軍事的に抹殺しようとする米帝国主義の傲慢な侵略企図が危険ラインを超えている」という言葉で始まる。その「危険ラインを超えている」具体的な事例の第一に挙げているのが最近韓国を訪問したクリントン米大統領の言動である。即ち、不倫揉み消し問題で議会在が大統領弾効を準備しているのを牽制するかのようによりラクで突然武力を行使し、重大事態になったので国を離れられないとして出席を予定していたマレーシアでのAPEC首脳会議にゴア副大統領を代理に送ったクリントン大統領が、国の重大時には大統領か副大統領のいずれかが必ず国に留まるという不文律を破ってAPECからゴア副大統領が帰国するのを待たずに日本訪問に旅立ち、東京で「新ガイドライン」関連法案成立を督促し、その足で韓国を訪問して「前例になく米侵略部隊の動員態勢と飛行隊の出撃準備状態まで最終的に点検し」、その場で「共和国の核問題にかこつけて『米国は米国民と友邦を守るためにはどんなことでもする覚悟ができており、能力もある』と豪語した」ことに、朝鮮人民軍総参謀部の声明は重大な危機感を表明すると同時に、「南朝鮮の執権者はこれに調子を合わせて僭越にも地下施設の査察に応じなければならぬ」と言い触らし、人工衛星打ち上げを弾道ミサイル発射と喧伝してきた日本反動もまたあがいている」と韓・日のアメリカ追隨を厳しく指摘し、「時を同じくして、米国の保守勢力は、わが国の地下施設に対する査察が行なわれなければ、朝米基本合意文を破棄し、『断固たる対応』をすると暴言を吐いた」ことについて「これは本質において共和国との戦争も辞さないとの宣戦布告に等しい」と、糾弾している。われわれが見ても、駐韓米軍を点検するクリントンの姿と発言は、朝鮮戦争前夜のダレスの前線視察を彷彿とさせるものがあつた。

続けて、この朝鮮人民軍総参謀部声明は、驚くべきことを暴露している。声明によれば

「最近、米軍部で『北朝鮮を想定した新たな戦争計画を完成している』との情報と共に」その内容は「第三国の出版物にまで平然と公開されて」いるが、それは「五〇二七作戦計画」という名の「第二の朝鮮戦争計画」だという。その第三国がどの国で、掲載されている出版物がどんな雑誌或いは書物かは、書かれていない。機会があれば聞いて見るが、それはともかく、この「五〇二七作戦計画」は「五段階に分けて強行されると言う」。

第一段階は「誰その行動を『抑止』するという口実」で「南朝鮮とその周辺地域に米帝侵略武力を集結させ、共和国を」空と海から「封鎖するなど本格的制裁を加える作戦段階」である。現状を見れば「この作戦は事実上既に実施されていると言えよう」という。

第二段階は、「野戦砲兵武力、飛行隊、巡行ミサイルで」共和国全域に対する長期的打撃戦によって共和国の「無力化」をねらう段階であり、米帝は既に「この段階の作戦のため共和国周辺に海・空軍部隊を」集結させ、「各種の訓練と演習を通じてその打撃方法を熟練させている」と、声明は明記している。

第三段階は「上陸作戦と空挺作戦、ヘリ陸戦作戦、特攻作戦を組み合わせた全面的な地上戦で」平壤とその周囲を広く占領する段階で、第四段階で共和国全域を占領し、第五段階で「自由民主主義体制下の統一」を実現するというのが、計画の全容だという。

さらに声明によれば、この戦争の導火線として、「核問題と人権問題を口実に制裁を加えてその延長線上で打撃を加える方法」、「核疑惑施設に『外科手術的』打撃を加える方法」、「情勢を引き続き緊張させて情勢悪化を口実に先制打撃を決定する方法」の三つの方法が想定されているという。即ち、米韓合同軍事演習は「北侵戦争準備」で、核地下施設査察問題と「人工衛星打ち上げによる『情勢悪化』説を喧伝している」のはいずれもこの作戦計画に点火するための口実づくりを目的にしている、と強い警戒心を示している。

そして最後に来るなら来いと、「戦争を望まないが決して避けてはせず」、「朝鮮革命武力は米帝侵略軍の挑戦に殲滅的打撃で応えることをチュチェ朝鮮の尊厳にかけて厳かに宣言」している。日本のマスコミで「好戦的だ」と紹介された共和国のポスターはこの決意を人民大衆と世界にアピールするために作成されたものだったようだ。

軍事的脅威の下での国家建設

朝鮮民主主義人民共和国に対する軍事的脅迫は今に始まったことではない。アメリカと南朝鮮は停戦協定が調印された翌日から停戦協定違反を犯してきた。新兵器の持ち込み、兵力の増強は停戦協定が禁止しているところだが、その禁止をアメリカは決して守ろうとはしなかった。停戦協定は平和協定ではなかった。停戦協定締結直後から新しい軍事的脅威が北の共和国には加えら、それが年々大規模になり、遂に「五〇二七作戦計画」にまで発展してきたのである。

ここでわれわれが正しく確実に認識しておかなければならないのは、朝鮮民主主義人民共和国という国は世界随一の軍事超大国アメリカとその同盟軍の絶えず加重し続けてきた軍事的脅威の下で国造りをしなればならなかったという事実である。この国の地下工場は映画でも紹介されて通り至る所にある。侵略軍が進攻してきても地下に身を隠して敢然と戦う態勢を作っておかねばならなかったのが朝鮮民主主義人民共和国だったこと、そして絶えず警戒心を研ぎ澄ませて人民武力を養っておかなければならなかった事実を見落と

してはならない。戦争を好む人間はいない。戦争が好きなのは帝国主義であり、軍国主義である。朝鮮民主主義人民共和国は「人間中心の社会主義」の国であって、帝国主義、軍国主義と絶えず闘ってきたし、闘い続けている国である。

今年に入って日本のマスコミの報道にもしろい記事が現われるようになった。日本の「北朝鮮脅威」論を疑問視乃至否定する見解がアメリカにもまた韓国の中にさえ出てきていることを報道する記事である。今年一月中旬から目立ってきた。かつてなかったことである。一月一日の毎日新聞の「朝鮮半島情勢」というコラムに、ソウルにいる特派員からの報道として「イラク攻撃を機に北朝鮮に対して米国が武力行使するのはとてつもない見方が浮上した。これは的外れだ」という記事が掲載された。カーターが突然平壤を訪問したのは一九九四年六月だった。アメリカで北朝鮮の核施設に対する先制攻撃が検討されていた頃である。当時戦争になれば北の朝鮮人民軍よりも勝れた兵器を装備している米・韓連合軍の勝利は確実とされていたが、「アメリカは武力行使を断念せざるを得なかった」のは何故だったのだろうか。毎日のソウル特派員は「前線部隊だけでなくソウルさえ北朝鮮軍の重火器の射程内にあるため、開戦直後の大規模な人的被害は免れ得ない」とことと「中国の出兵も心配だった」ことが実はその理由だったと述べ、「こうした事情は今も変わっていない」と書いている。南北対話の中で北の代表が戦争になれば「ソウルは火の海だ」と言ったことが北の暴言であるかのように報道されたことがあるが、それはこの事実を言ったままでのことだったのである。

この毎日の記事は、さらに朝鮮政策見直しの調整官に任命されたペリー前国防長官の米議会への報告は「北に対する経済制裁をやめ、人道的支援を継続し、北朝鮮を国家として承認する代わりに核兵器やミサイルの開発を放棄させるといふ『包括的合意』のための交渉を提言するものとなる」と、予測している。また、北朝鮮が「最近対米非難を強めているのは『危険な関係は嫌でしょ。話合おうじゃないか』という逆説的ラブコールだ」とも書いている。今までに見られなかった記事内容だが、それは決してその特派員の恣意的見解でないことは、その後の朝日その他の記事から明らかである。東京を訪問したコーエン米国防長官の日本政府首脳との会議ではテポドンへの対応が中心テーマだったかのように報道されていたが、東京からソウルに行ったコーエンがソウルでの記者会見で示したのは「日本などで高まっている春の朝鮮半島危機説は根拠のない噂」という認識だった。また一月二〇日の朝日のワシントンの特派員からの記事は「米韓と日本の間に朝鮮情勢について危機意識に大きな落差」があり、国防総省では「朝鮮の春の危機説が盛んに言われている日本の現状は『日本の戦争熱』などと違和感をもって受けとめられている」と書いている。また、「日本はテポドンで騒いでいるが、全体的に対北関係はむしろ好ましい方向に推移している」という韓国外務官僚の談話も伝えてきている。

アフリカで米軍兵士に犠牲者が出たとき騒然となった国内世論を見て、クリントンが急ぎ米軍に撤退を命じたことは記憶に新しい。朝鮮で戦争が始まれば、米軍兵士の犠牲はアフリカどころではなからう。アメリカは軍事的強硬姿勢がお得意だが、予想される犠牲者に関わる国内世論からすれば、戦争を仕掛けることはベトナム戦争以後でできる相談ではなくなっているのである。

(若林 ひろし・続く)

自・自・公の定着で悪法は悠悠

—口コツな自・公妥結—

時の「政治の顔」といわれる九九年度予算案が衆院を通過、参院に送付されたが、参院での論議・採決が遅れても憲法の規定で一ヶ月後の三月二十一日には自然成立する。戦後最も問題のある(反国民的で)予算案なのに、戦後最も早く成立することになった。これは自・自連立とこれに事実上の閣外協力をする公明党の「功績」である。衆院では予算案は自民党と自由党の割合で悠悠と通る。しかし自然成立する予算案は(参院で与党が過半数欠けても)よいのだが、他の法案はそうはゆかない。そこで参院では公明党の数が必要になる。予算案が成立しても、予算関連法案が、自・自で過半数をもたない参議院でもし成立しないとなれば、予算の施行はできない。そこで公明党は自民党へ協力する、参議院での賛成を予定して、衆院では、予算案には反対しながら予算関連法案には賛成するという、おかしな対応となっている。このなかで特に勤労者にとって問題なのは、予算とつながっている「減税関連法案」である。この法案では中・低所得者層は、九八年度に比べて負担増(年収七九三万円以下は)になる、と他の野党と共に反対をしていた。にもかかわらず公明党は自民党と独自に協議し「奨学金の拡大と扶養控除廃止検討」だけの合意であつさり野党共闘を捨てている。これには明らかに当初から予定された自・公協力の行動であつて、いわゆる「商品券」をはじめとする取引の結果であると思われる。東京都知事選での「共闘」なども加わつて自・自・公の政治路線は名実共に定着したと見なければならぬ。日本の政治にとっては悲劇の始まりとなりかねない。

今国会で目立ったのは、自・自・公路線の表面化と民主、共産、社民などの各野党の無力なことである。公明党の自民党との連携・妥協姿勢は一貫しており、時おり見せる非自民の政治方策は、国民世論と創価学会へのポーズでありパフォーマンスに過ぎない。国民世論は「またか」と思うだけである。学会の方は、公明党の「執行部が『責任野党』と胸を張る反面で『自公』連携に傾き、与党化を印象づける結果ともなりかねない。こうした方針には党内や支持団体の創価学会から疑問の声があがつており、統一地方選を控えて今後、党の路線論争に影響を与えそうだ」(朝日・二月二十日)というのだが、公明党と学会はまさに一体であつて「党の路線論争」などになるわけがないのである。問題になるとすれば次の「日米防衛協力の指針(ガイドライン) 関連法案」に対して、公明党として何をもつて自民党との妥協点(取り引き材料は)になるのかということである。公明党が気にしているのは、四月の統一自治体選挙の結果である。現在までの自・公妥協路線が選挙に悪い影響を及ぼさないか、ということである。したがって選挙結果が良ければ、いよいよ堂々と自・自・公路線は進展することになる。

ガイドラインでの自・自合意

九九年度予算案の戦後最も早い衆院通過で、勢いづいたのがガイドライン関連法案である。民主党を中心の野党共闘は早くも崩れており、反対する共産党も力不足と「現実路線」化によってどこまで頼りになるのかわからない。一連のこの戦争準備法案をつぶすためには国会外のたたかい、大衆運動の推進ことに自治体選挙のなかで世論の盛り上がりをはか

る以外にない。そこで自民党と自由党の合意（一月十三日）した「安全保障の基本的な考え方」をあらためて見ることにしよう。

① 憲法については、「憲法の平和主義、国際協調の理念に基づいて平和な国際環境を確保する」ため国連中心主義の安全保障政策をとるとしている。これはアメリカなど大国の主導で決定した軍事的行動には全て参加するということになる。そして侵害を受けたとき「節度ある防衛力の整備を行い、必要最小限度の実力を行使」するという。何をもちて侵害というのか、首相など一部の人間が侵害されたと思えば、軍事行動に出ることになる。戦前の日本軍事体制へ向かって大きく踏み出している。「節度ある防衛力の整備」ということは、現在の軍備では足りないから、もつとロケット網や空母をもつということになる。仮想敵国を強大な軍事国とすれば軍備に節度などありえない。自・自幹部はかつての米・ソの軍備拡大競争を少しは勉強すべきだ。

② 日米安保については、「日米安保体制は必要不可欠である」という。そして「日米安保はアジア太平洋地域全体にとっても極めて重要である」と安保条約の極東から拡大してアメリカの「世界の憲兵」論に従ってアメリカへの軍事的従属を深めようとしている。

③ ガイドラインに関しては、「周辺自体に対し米国への協力を通じ、日米安保体制の実効性をよりよく確保する」ためのものだといっている。アメリカ軍の軍事行動には無条件で協力することを当然としている。日本はガイドラインによって軍事的日米一体化を一層強めることになる。「具体的には、後方地域支援、後方地域搜索救助活動及び船舶検査について、このことを明確にする」と自・自は合意しているが、この中味はいうまでもなく民間の船舶の検査を行いアメリカ軍が必要とする日本の港湾、空港、病院などは政府命令で使用させるということである。まさに「戒厳令」である。

④ P K O・P K Fについては、「P K Oの本体業務であるP K Fの凍結を解除するとともに、新法の制定を含め所要の法整備を図る」と自・自は合意している。これはまさに国連軍への本格的参加であり、自衛隊の海外派兵はいつでもどこへでも実現することになる。「ガイドライン」の衆院での審議は、間もなく開始されるわけだが、その特別委員会はずでに設置されている。その顔ぶれは、自民党の山崎拓前政調会長が委員長で、五十人の大構成である。自民党二十七人、民主党九人、公明党五人、自由党四人、共産党三人、社民党二人、という配分である。自・自で三十一人であるから審議前から成立が約束されている。しかし野党ことに民主党と共産そして社民の三党が、がっちりと共闘して、公明党が自・自の側へ走れないようにたたかうべきである。そして参院での廃案をめざすべきである。自民党は参院での成立のためには、公明党や民主党との修正（最小限度の）を考えているようだが、前記のように取引・妥協のやれないように三党の戦闘的共闘を心ある国民は期待している。自民党は首相の五月訪米前の衆院通過を望んでいるようだが、そうさせてはならない。

護憲勢力の国会外の反対運動と四月の統一自治体選のなかで広く深く世論を反ガイドライン、反自・自に結集しなければならぬ。すでに述べたように公明党は自治体選挙の結果によってガイドラインへの対応を考えている。この点をわれわれは考慮に入れて自治体選挙をたたかわねばならない。ことに東京都知事選では反自民勢力の結集をはかるべきだと思う。

エッ？ 遅刻二回で解雇！

—「こんな懲戒解雇が通るなら、誰一人安心して働けません—

一月四日、トラック運転手さんから解雇についての相談がありました。解雇の経緯は次の様なものです。

「八月頃、前夜遅くまで酒を飲んでいて、遅刻をした。その時は始末書を提出した。二月二日、前日（日曜日）一二時頃まで久し振りに合った友だちとお酒を飲んでいて、寝過ごしてしまった。会社からの電話でビックリして出社。その日は、帰宅を命じられた翌日出社すると、『円満退社か懲戒解雇を選択するしかない』といわれた。いずれも納得できないと応えると、諭旨解雇の通知を受けた。どうしたらよいか。」というものでした。

ユニオンに加入して笑顔がもどった

私は、例えトラック運転手とはいえ、前日に飲んだアルコールが残っていきそうだからと懲戒解雇にする会社はないだろう。何か他に本人に原因があるに違いないと思い、ユニオンに来るように進めました。

詳しく話を聴くと、一層信じられなくなりました。彼は福岡県博多に本社のあるランテックという会社の西宮の営業所で働いていました。入社後、遅刻したのは今回の解雇理由となった二回だけであること。一五年間有給休暇を取得したことがないこと。さらに信じられなかったことは、この会社には労働組合があり、支部長と相談したが、自己都合退職を進められたということです。

当日は、有給休暇扱いにしさえすれば、通常何の問題もないケースであり、有給休暇すら取得しないという会社からすればまさに優良な社員であった筈です。

武庫川ユニオンに加入し、解雇撤回を求めて団体交渉を申し入れることになりました。このトラック運転手さんの名前は平野さんといいます。

不安そうな表情で相談に来られた平野さんの顔が柔和な表情にもどりました。私は、決して裏切れないと思いました。

交渉の相手側に組合幹部が

最初の団体交渉は一月二八日に実施されました。武庫川ユニオン側は小西と特別執行委員の平坂さん、会社側には、何と労働組合の支部長と執行委員が来ていました。一〇年にもなるユニオンの交渉経験の中で、団体交渉の相手側に組合役員が同席されたのは始めてでした。

一回目の交渉は、結果的に組合役員に対して、「なぜ平野さんを守ってあげなかったのか。こんな理不尽な解雇を許さないためにこそ組合があるのではないか」という説得になっただけでした。組合役員はほとんど反論も出来ずに、ただうなだれていました。交渉そのものは楽しかったのですが、二月五日の団体交渉で、会社は「いっさい解雇の方針を変えない」と答え、決裂しました。

平野さんは五七歳。「円満退職にに応じていても退職金は一五〇万程度です。このまま引き下がることはできない。」と闘う決意を固めています。

「もっと早く本当の労働組合を知っていたらよかった。」と語っておられます。そして、組合加入以降、二月八日から実施するホットラインのチラシの戸別配布からターミナル宣伝活動にも参加しています。

組合員のみなさん、これから、平野さんの解雇撤回闘争が始まります。

プロパンガス保安協会分会のみなさんと一緒に闘います。いろんな行動をお願いすることになりますので、よろしく願います。

調べれば調べるほど不安は増大

— 介護保険で福祉はどうなるの —

一月一六日から二泊三日の日程で、国労鹿児島闘争団の激励行動に参加し、また、欲張って私の闘病仲間だった上江川トヨ子さんのお墓参り、分限免職処分撤回を闘う全通鹿児島の本田実さんと会って、久しぶりに気分高揚して帰宅。いつものように実家の父に電話をした。

ところが父の声は全く力がなく、どうもおかしい。「一昨日からめまいがして、高熱があるんだ。近所の〇〇さん、風邪で死んで、今晚通夜だけど、出かけられないし……」といつにない声だ。実家まで電車で二時間半。翌朝かけつけてみると、寝たきりの母と急病の父が枕を並べている。その時から弟の妻と交代での二人に対する介護がはじまった。仕事は一日おきに休み、私の場合それが可能な職場だが、長期戦になったらどうしよう……と途方に暮れた。母の介護を十五年間やってきた父は今年八五歳。弟の妻の両親も母は手術後家で療養中。父は施設と病院をいったり来たり状況だ。

思えば、三重県に住む夫の実家でも同様な問題を抱えていた。夫の父は六十歳の時に脳血栓で倒れ、二年後には三度目の発作で寝たきりに。母は五五歳から七二歳までの間、父が亡くなるまでの十七年、介護に明け暮れた日を送った。その母は現在八六歳。元気だが一人暮らし。急に公的介護と介護保険の問題が気になりはじめた。

本当に公平な審査できるの

本誌前号で、稲村守さんの介護保険に関する自治体キャラバンの報告と感想・京都社保協のアンケートの総まとめが掲載されていた。私の実家の茨城・土浦ではどうなっているのだろうか、まず茨城社保協に電話で問い合わせしてみた。「茨城は全国四四番目に、昨年の十一月社保協を立ち上げた。一月九日付で市町村宛に要求事項と回答用紙を送付三月末回収で四月には大体の状況がわかる」と、早速それらを私にも郵送してくれた。(左記資料)。「土浦では県保険医協会にだけは熱心な方がいますよ」と紹介もしてくれた。

次に、土浦市役所の介護保険準備室を予約して訪ねた。京都自治体キャラバンのまねごとである。約束の時間には室長他二名の担当の方が待機。「この仕事は市民の理解と協力がなければすすめられない。時間があいている限り、出むいて説明にもいきます。夜でも土日でもいいですよ」と。二時間にわたり状況を説明して下さった。

土浦の介護保険準備室は市役所入り口の目立つところにある。スタッフは五名で独立した部屋。来春には大幅増員で部屋も大きくなるという。介護保険事業計画策定委員会は昨

年八月スタート。市民代表も入っているが会議は非公開だ。部屋が狭いのでというのが。土浦の高齢化率は十三・四％。六五歳以上の第一号被保険者は約一万八千人。そのうち寝たきり、一人暮らし、痴呆性老人らの合計数は一四八四名。この秋から始まる要介護認定調査は、市の直営の調査員があたる。厚生省基準は五名だが七名を要求中とか。要介護認定推定数は二一〇〇名。七名いれば、一人が一日四名でなんとか公平な審査ができる。市はいつている。八五の調査項目はどんなに早く見積もっても一人二時間はかかる。寝たきりや痴呆症の者を相手に、また長年介護に携わっている家族を相手に聞き取り、また実際には上半身や下半身を動かしての調査はそう手早くできるものではない。一項目一分としても八五分かかるのだ。一分ではとうてい無理な項目もあるし、移動時間、電話連絡等もある。とくに土浦の要介護認定の一回目のモデル事業ではコンピューターの第一次判定と医師の意見書では六〇％のくい違いが生じているのだ。

介護プランを立てるケアマネイジャーは、いま県の講習会などで養成中。土浦ではそこを当てにしているようだ。昨年の試験では土浦在住の合格者は八四名。これは目標の半数で、不安だと言っていた。そのうち市の保健婦さん三名が合格。せめてこの三人を中心に市の責任でふやし育ててほしいのだが、三名は他の仕事だとか。もっぱら民間を頼っている。要介護者がリハビリに励み自立できるようにすると業者の収入は減る。介護プランが営業活動の柱となり、重度の人を増やし、あるいは職員のリストラ、施設経営の行き詰まりの問題へと直結していきそうだ。公的責任・営利法人に対する規制等貫いてほしい。

福祉水準低下は明らか

介護保険がスタートすると、これまで高齢福祉課で行われてきたさまざまなサービスはどのようなになるのだろうか。土浦ではデイサービス、ショートステイ、ナイトケア、ホームヘルパーの派遣、巡回入浴サービス、一人暮らしの愛の定期便、各種手当ての支給など『在宅』だけでも二〇を超える。県は介護保険導入をまえに、毎年六月一日現在で寝たきりまたは痴呆性老人を六ヵ月以上介護している者に対して支給している「茨城県老人等介護慰労金年額五万円」を打ち切ると言い出した。

市の話はこうだ。「高齢福祉の事業は来年から介護保険導入で切り替わるものがあり大きく変わる。現在サービス利用料などは世帯の所得に応じた費用負担となっている。介護保険に切り替わると一律一〇％の利用料をいただかなければならなくなる。しかも介護保険の対象となっていない食事や布団乾燥等の横だしサービスや介護保険の基準を超える上乘せサービスについての経費について厚生省は、六五歳以上の第一号被保険者に乗せするようにとの指導です。また、これまで高齢福祉のサービス事業に出されてきた国から補助金も介護保険導入でうち切られることになりました。要認定水準にない施設入所者は、在宅に移ってもらうよう指導していきます。猶予期間五年の間に……。三年後の中期的な見直し時に対処ということもありますが……。要介護認定で「自立」と認定されれば退所か打ち切りとならざるをえません。さらに保険料を払えない人や利用料を払えない人はサービスを受けられなくなるし。しかしこれは大変な問題ですから土浦市でも、なんとか今までの福祉水準を低下させない方向でやっていきたいですね。」と、話は途中でとぎれたり同じことをくり返したり、高齢福祉の仕事に携わってきた者としての苦悩が伝わってきた。

一緒に厚生省に要求行動ができないものかと痛切に思った。

お年寄りの心はどうなるの

気になったのは、市の担当者の方が最後に強調していたことだ。「経済活動の中で隣近所のつき合いは抹殺されてしまった。地域で支える人のいる幸せをつくりたい。プロのケアから地域のケアへ。ほどほどのふれあいの地域ケアシステムをつくりたい。安心サポートとして」と。単なる安上がりケアをめざす問題発言ではないのか。もし仮に、ほどほどの地域ケアシステムを推進したとしても、民間の営利参入はお年寄りの心をズサズサにしているのではないのか。早くも明治生命は「介護マネイジメントはわが社にお任せ。立案から手配まで」と宣伝し、ベット業界は「自立ができます」パラマウントベットとテレビで宣伝。生産量を倍増している。レンタル料が介護保険の給付対象になってきているからだ。私の実家は土浦の旧市内にある。むかし華やかだった土浦銀座商店街だ。大手百貨店やスーパリーの進出で潰され、六五歳以上の高齢者の人口が一時は四〇%近くになった。近年倒産した旅館のあとに一四階建てのマンションができて若者がふえたが、それでも三〇%が六五歳以上。大企業に潰された土浦銀座の街と人の心は介護保険スタートでまたどう変えられようとしているのだろうか。

「利用者本位の自由な選択」の実態

県保険医協会や民医連でいただいた資料から思うことは、厚生省の基準と介護実態が大きく乖離していることだ。民医連新聞二月十一日の三万人アンケートでは詳細に報告し「厚生省の介護時間モデルは実際の二〇%」と大きな見出しを付けているが、私の経験からもそう思う。厚生省のデータ「サービス内容と標準的な所要時間の目安」によれば、簡単な排泄介助体位変換(三〇分)、部分清拭・食事介助等中程度(三〇分から一時間程度)、簡単な清掃、簡単な食事の用意(三〇分以内)等々、どれをみても「え、これで!、長くなったらどうするの?」と言いたくなる時間だが、これに基づいてヘルパーの基準単価を決め、一日のノルマが決められることになる。移動時間も要介護者のその日の状況も無視して計算されることになるのだ。

さらに問題は介護福祉士の誕生にともなって、ヘルパー職が、家事援助型と介護中心型とに分類されたことだ。それぞれの介護保険単価も今のところ、家事型が一時間一四一〇円、介護型は三一三〇円。問題なのは、例えば家事型は要介護者をトイレまでつれていけるが、便秘などで頑張っている人を励ましふき取ってやることはできない。これは介護型の任務として厳しく分類されているからだ。ヘルパーの仕事を家事と介護に線引きすることは難しい。むしろ、家事と介護、医療と看護は密接不可分な連携があつてはじめて意味を持つものではないのか。専門職としての資質が問われるところである。

土浦のヘルパーは正職員でゴールドプランを満たしてきた。現在、正職員二十三人、嘱託二人、パート二人(看)、係長保健婦一人、合計二十八人だ。これでも私は少ないと思うのだが、「もう増やせない。減らせ」との声が出始めているというのだ。これも介護保険がらみでもっぱら算術計算だ。一九九八年実績で市はその費用の一億一六六〇万円を投じてきた。ところが介護保険になると一律一〇%の利用料で収入は四七五〇万円。六九〇〇

万円が市の持ち出しになると言うのだ。民間参入で経費削減をはかれという声だ。

私の母は毎週一回、市の巡回入浴サービスを受けているが、保健婦か看護婦一人、ヘルパー二人、運転士一人の合計四人で来てくれる。手際よく済ませて次のところへ急ぐその姿は年々忙しくなりその大変さが伝わってくる。効率のよい福祉の追求、一体母の入浴は今後どうなっていくのだろうか。巡回入浴サービスの費用負担は世帯の所得に応じて決まる。ゼロから九三〇円までの七段階。弟の扶養になっている母の場合は一回一時間九三〇円、月四回四千円弱だ。介護保険では基準単価が今のところ一万五一一〇円と計算されている。その一〇％は一五一一円となる。今後引き上げによっては月四回が月一回に、いや年何回ともならざるを得ない。これが厚生省の介護保険のキャッチフレーズ「利用者本位の自由な選択」の実態なのだ。

保険料は土浦の場合療養型病床群のベット数の少ないこともあって厚生省試算二八〇〇円を上回ることはないといっているが、現行の高齢福祉や上乗せ・横だし事業費、公費負担がどうなるのか、まだまだ未知数。月一万五千元以上の年金受給者からの保険料天引は実施するもようだ。土浦での天引き数は約七割。個別徴収は約三割だ。その中一割はいわゆる社会的入院を含めて徴収困難とか。保険料を払えなければ制裁措置がある。国民健康保険は生死の問題だから制裁は緩やか。しかし介護はちがうと強調していた。

問題はつきない。茨城の場合は三世帯同居率も全国平均より一〇％程高い。都道府県別在宅福祉サービス利用状況の統計でも茨城は全国下から二番目。介護は家族での風潮も強い。高齢者が高齢者を介護し、しかも介護者の八割は女性だ。土浦の女性たちで問題点を洗い出し、改善と改革とにむけたとりくみを話し合っている。(滝野 嘉津子)

◇資料 介護保険に関する市町村への要求事項

ゆき届いた介護体制とノーマライゼーションの確立をめざして

茨城県社会保障推進協議会

要求事項1 介護サービス、給付に関する事

- 1、介護サービスは保健、医療、福祉の連携を重視し、介護保険給付の範囲に制約されない総合的な制度として公的に継続、充実をはかること。
- 2、公立の在宅介護支援センターを設置し、居宅介護支援事業者の指定をうけ、介護相談、直接サービスを自治体直営で実施し、地域における介護サービスの規範とし、サービスの水準の維持・拡充をはかること。直営の在宅介護支援センターを自治体域内の「センター」とし、民間の在宅介護支援センターや居宅介護支援事業者、各施設などのネットワークの中心に座ること。またすべての社会福祉協議会は居宅介護支援事業者及び指定居宅介護サービス事業者の指定をうけ、直接サービスの維持・向上をはかること。
- 3、介護保険「上乗せ」「横だし」の事業である市町村支給限度額、市町村特別給付及び支援助防事業である保健福祉事業は必要に応じて実施するとともに、公費を投入し、第1号被保険者の保険料の引上げに連動しないように配慮すること。また介護保険制度の対象とならない高齢者介護対策について、市町村一般財源の独自事業として、維持・拡大をはかること。少なくとも現在実施している介護・福祉サービスは維持すること。

- 4、現行の訪問指導事業、機能訓練事業などの保健事業については、自治体施策として充実する。
- 5、予防をより重視し、地域保健活動を抜本的に強化し、保健所、保健センターの体制・事業の充実をはかること。訪問指導などの保健事業については無料で継続・充実すること。
- 6、補助器具センターを設置し、あらゆる補助用具を充実すること。

要求事項2 保険料・利用料等に関する事

1、準備段階で保険料の試算を行い、保険料、利用料を支払えない住民の実態を明らかにすること。
2、低所得者、無年金者などへの自治体独自の保険料・利用料の減免制度を確立するとともに、国に向けて制度確立を求めること。生活保護法に基づく介護扶助の周知徹底をはかり、積極的に適用すること。

3、利用料、自己負担が払えないための施設からの追い出しや介護サービスが受けられないなどのことがないようにすること。

4、介護保険料滞納者への制裁措置事項の見直しを求め、介護が必要なすべての者に給付率を下げることなく給付できるように努力すること。

5、国民健康保険料・税の滞納と連動があることから、国民健康保険料・税を引き下げるとともに、国保に関する減免措置を充実すること。また、すべての国保加入者へ正規の国民健康保険証を交付すること。

要求事項3 認定申請と調査、認定に関すること

1、市町村は介護保険申請受理の窓口を福祉事務所等の福祉職場に設置すること。また専門職員を配置し、介護保険給付以外の保健、福祉サービス及び措置などの相談も総合的に行えるようにする。

2、介護認定審査会は県に委託せず、市町村に人口や面積に応じ必要数を設置すること。

3、実態調査の客観性の確保と公平、敏速をはかるため、調査員は常勤の専門職員とし、複数派遣体制とすること。

4、認定はコンピュータ判定を絶対視せず、本人、家族、主治医、および保健、福祉の専門職員など関係者の意見を十分反映すること。

5、現在実施している介護認定のモデル事業の結果と問題点を公表すること。

要求事項4 介護支援専門員に関すること

1、ケアプランの作成は、行政機関でも実施するものとし、福祉事務所・福祉関連職場（必要に応じて保健センター）は、居宅介護支援事業者の指定をうけること。

2、ケアプラン作成者である介護支援専門員（ケアマネージャー）については、市町村のホームヘルパーを含む保健・福祉現場の職員を積極的に育成確保をはかり、資格を取得させること。

3、介護支援専門員の中立性を確保するため、幅広く地域の介護に関する情報を公平に提供すること。また医療・保健・福祉関係の多職種によるケースアカンファレンスを実施すること。

要求事項5 供給組織、事業者及び施設に関すること

1、住民の人権と介護の内容・質を確保し、プライバシーを保護する視点などから、ケアプラン作成を含む居宅介護支援事業の公正な運営のため、自治体の役割と機能を発揮すること。

2、自由契約となることから、事業者の不当な受託拒否やオプション契約などが強要されないよう、事業者に対して適正な管理、監督、指導する体制を確立するとともに、住民の苦情、相談窓口を設置すること。

3、公的な施設、在宅サービスを継続・拡大すること。そのために、福祉職場は指定居宅サービス事業者の指定をうけること。

4、住宅改修や福祉用具購入費に関する事業者については、地域産業振興の観点から地元中小業者を育成、優先すること。

要求事項6 介護基盤整備に関すること

1、高齢者保健福祉計画の早期達成と実態に見合った見直し計画を立てること。介護保険事業計画に向けての高齢者等の実態調査の結果から見た新ゴールドプランの達成状況と平成十一年度までの財政的裏付けを含めた計画を明らかにすること。高齢者保健福祉計画を見直しし、介護保険対象サービスに限定せず、地域実態を踏まえ、地域住民の人権を保障し得る介護保障に関する自治体シビルミニマムの目標として作成すること。

2、介護保険事業計画策定に当たっては、各地域、各レベルでの重層的な討論の場の保障など、住民及び福祉・保健現場職員の参加を保障し行なうこと。介護保険事業計画策定委員会は公開とすること。

3、基盤整備には難病患者、若年障害者への福祉サービスの拡充も入れること。

4、福祉施設、在宅福祉事業は民間参入待ちにせず、公的責任で設置・運営すること。社会福祉協議会等のこれまでの実績も活用し、積極的に支援すること。

5、介護保険などにかかわる地域住民への周知徹底、認定申請もれ対策を行なうこと。

要求事項7 ホームヘルパーに関すること

- 1、居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の指定を自治体として積極的に申請し公的ホームヘルプ事業の拡大をはかること。
 - 2、事業費補助制度化および介護保険導入により、自治体及び社会福祉協議会等の雇用のホームヘルパーの業務縮小、退職不補充、解雇、民間指定業者への斡旋などを行なわないこと。
 - 3、ホームヘルパーの人員費補助制度を復活するとともに改善するよう国に要求すること。
 - 4、公的ホームヘルパーを常勤・正規職員で大幅に増員し、介護の専門職として育成すること。非常勤の場合でも正規職員に準じた処遇をすることともに、研修を充実すること。
 - 5、登録ヘルパーは非常勤ヘルパーとするなど、専門性と安定した人材の確保をはかること。
 - 6、ホームヘルパーの勤務条件を改善すること。
- ①事務所、詰所、更衣室などを確保すること。②非常勤ヘルパーの有給休暇を改善すること。③特殊勤務手当てを支給すること。④自転車、オートバイ、乗用車などを確保する事。⑤感染症対策を確立すること。⑥全身清拭などは複数派遣を確保すること。⑦体系的な研修実施と勤務時間内での参加を保障すること。⑧ケース会議などの定期的開催と参加保障、他機関との業務連携の位置付けを明確にすること。

要求事項8 行政不服審査、苦情処理・情報公開に関すること

- 1、住民に混乱がないよう介護保険に関する総合相談窓口を市町村に早期に設置すること。
- 2、介護保険に関する行政不服審査請求（都道府県）や苦情処理（各県国保連合会に設置）を補完するため、身近な市町村に介護保険苦情窓口を設置すること。また第三者機関として福祉・保健のオンブズマン制度を導入すること。
- 3、準備段階における情報のすべてを公開するとともに実施にあたっては情報公開窓口を設置すること。
- 4、情報公開条例未施行市町村においては早急に条例化を進めること。
- 5、住民の利用している医療・保健・福祉等の公的各事業（国・県が主体の場合も含めて）の実施状況や利用件数、事業費等の情報は市町村で集約し、住民への情報提供に寄与すること。

◇ 読者からのおたより ◇

差別と被差別 いつも元気の出る論文ありがとうございます。他誌に小森氏の記事が出ていますが、「社会通信」にものればいいと思います。「差別」に腹がたちます。そして被差別も改めて欲しいと思っております。
(大分・S)

編集部より 差別と被差別、古くて新しい課題です。古い考えが、新たな装いで「民」を分断していますから。努力します。

左右の対立 全通徳島では左右の対立が続いています。上部団体や当局が加勢して少々きびしいですが、仲間が明らかに拡大されています。
(徳島・A)

編集部より 第七二九号の「強制配転を永遠に告発する―今にみておれ、職場を変えてやる」をご参照ください。全国でこうした取り組みが続いています。ご健闘を！

継続は力 情勢は厳しいが「継続は力」と書いて年賀状をくれた方がいます。山では猪が遊び回ったあとがたくさんあります。
(松山市・S)

編集部より 「継続して」根拠地をつくる。その根拠地が猪となります。猪武者はいけません、とりあえず猪のようにまっすぐ進みましょうよ。

光 「社会通信」は新しい時代をつくる、するどい光だと思えます！
(神奈川・K)

編集部より いつも鋭いおたよりありがとうございます。嬉しくなります。がんばります。
貴重な情報 送金します。編集部のかた、ご苦労さま。貴重な情報をいつもありがとうございます。
(高知・O)

編集部より ページ数は限られているし、のせなければならぬことは山ほどあります。とり上げなければならぬ記事についてご連絡を。

ダメ政治家に鉄槌を 住民、労働者の生活を守ると言いながら、その基本は平和であり差別をなくすことであることを放り投じている政治家をつぶしたい思っています。
(千葉・N子)

編集部より 東京都知事選のドタバタ劇、そして小選挙制度のデタラメさ。ハラがたつことばかり。だめ政治家をやめさせましょうよ。二月二二日付の朝日投稿おもしろい。